

24川健介保第138号

平成24年4月4日

指定居宅介護支援事業所 管理者様

指定介護予防支援事業所 管理者様

指定訪問介護事業所 管理者様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

生活援助時間区分等の見直しに関する留意事項の再周知について（通知）

日頃から本市介護保険制度の適正な運営に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、平成24年4月介護報酬改定に伴う、生活援助中心型の所定単位数を算定する場合の時間区分の見直し等の取扱いにつきましては、平成24年3月12日23川健介保第2036号（別紙）にて通知しているところですが、未だに、サービス時間の一律的な制限や、利用者及び家族への説明が不十分な状態での、サービス所要時間の見直し等が行われている事例が報告されております。

今回の報酬改定は、サービス提供時間を制限することを目的として行われたものではないことを御理解いただき、各サービス事業所におかれましても、適切なアセスメント等に基づかない一律的な利用時間の制限等を行うことがないように、御留意ください。

また、今回の改定を契機として、改めてアセスメントを行い、現在のサービス内容を見直す必要があると判断された場合につきましても、その見直しの必要性や、変更理由等については、利用者及び家族等が理解できるように、十分な説明を行う必要があることを申し添えます。

（介護保険課給付指導係 担当）

電話 044-200-2687

FAX 044-200-3926

別紙

23川健介保第2036号

平成24年3月12日

指定訪問介護事業所 管理者様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

平成24年度介護報酬改定による生活援助時間区分の見直しについて（通知）

日頃から本市介護保険制度の適正な運営に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、平成24年4月介護報酬改定において、生活援助中心型の所定単位数を算定する場合の時間区分の見直しが予定されています。

今回の見直しは、あくまでも介護報酬の評価を行う際の区分の変更であり、これまで保険給付の対象として提供されていたサービスについて、例えば事業所側の規定により一律に60分を超える場合には自費徴収を行うとする等の取扱いは認められません。

このようなケースは、発見次第指導・監査の対象となりますので、適切な利用料の徴収を行っていただきますよう、お願いいたします。

また、一部報道等において、生活援助の提供が45分までに制限される等の情報が見受けられますが、4月以降においても、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき位置付けられているサービスについては、サービスの削減を行う必要はなく、例えば60分を超える部分についても「所要時間45分以上」の区分として保険給付の対象となることを申し添えます。

（介護保険課認定給付係 担当）

電話 044-200-2687

FAX 044-200-3926